

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の解釈通知の概要について

1 規定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正に伴い制定した指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例が、平成26年7月15日に公布され、平成26年10月1日から施行されているが、条例の趣旨及び内容について通知で規定する。

2 規定内容

利用者の処遇の向上、適切な事業の運営の確保の観点から、本県の実情を踏まえ、次のとおり条例の趣旨及び内容を規定する。

(1) 基準の性格

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

① 人員に関する基準

- ・従業者の員数その他の人員に関する内容を国通知に基づき規定する。

② 運営に関する基準

- ・運営規程

県基準	国基準	考え方
[第2 3(11)] エ その他運営に関する重要事項(第6号) 従業者の研修・健康管理、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。	規定なし	「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

- ・上記以外の運営に関する内容を国通知のとおり規定する。

3 施行期日

平成28年6月23日